



東北町病後児保育について



病後児保育とは、病気の回復期（病状が安定していて回復に向かっている時期）で、医師から病後児保育の利用が可能と診断されたお子さんを病後児専用施設で一時保育する事業です。なお、お子さんの保育は担当看護師、保育士が行い、病状の変化に対応します。



利用期間・日時

利用期間：一回の利用につき連続で5日間まで
（別な症状が現れた場合は再度【医師連絡票】が必要です。）
利用日時：月曜日～金曜日 午前8時から午後5時まで
*お休み 土・日・祝祭日及び年末年始12/29～1/3



利用料金

ひとり 1日 1,000 円 町外の方 1日 1,500 円
*昼食・おやつを提供いたしますが、**食物アレルギーやその他の症状がある方は昼食とおやつを持参してください。**



利用対象児童

- ① 病気の回復期で、集団保育が困難、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な、生後6ヶ月から就学前までの乳幼児。
- ② 保育施設に通っていない方についてはご相談ください。



利用定員

3 名



実施施設

施設名：病後児保育室「すずらん」
（幼保連携型認定子ども園 乙供文化保育園敷地内）
所在地：東北町字ほとけ沢55番地14 連絡先：0175-72-1237



利用の方法

※必要な持ち物については、実施施設に直接お問い合わせ下さい。

- ① 事前に実施施設もしくは役場に【事前登録票】を提出して下さい。
『東北町病後児保育事業事前登録票』に記入していただきます。
- ② 利用する際は、利用希望日の空き状況を確認して下さい。
- ③ かかりつけの医療機関を受診し、『東北町病後児保育利用医師連絡票』を医師に記入してもらいます。
- ④ 『東北町病後児保育利用医師連絡票』を取得したら、利用施設へ電話予約して下さい。
- ⑤ 『東北町病後児保育利用申込書（同意書）』と『保険証と医療費受給者証の写し』と『東北町病後児保育利用医師連絡票』を提出し、必要な持ち物を持って入室となります。入室の際に、利用料金の支払いをお願いします。また、入室の際に看護師から保護者への聞き取りへのご協力と個人記録票へのご記入をお願いします。

上記の提出書類（東北町病後児保育事業【事前登録票】、【医師連絡票】、【利用申込書（同意書）】）は町内保育園、東北町福祉課、実施施設に備えております。
また、東北町ホームページからもダウンロードできます。
詳しくは実施施設へお問い合わせ下さい。

